奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十四号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条

奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第一中百五十一の二の項を百五十一の二の五の項とし、 百五十一の項の次に次

のように加える。

更新申請	一万千円	医薬品、医療機器等の品質、有	専門医療機	百五
のとき。	一 万 千 円	の認定の申請に対する審査 の認定の申請に対する審査 の認定の申請に対する審査 の認定の申請に対する審査 の認定の申請に対する審査	数 認定 博	のの十百三二一五
の と き。 請	一 万 千 円	更新の申請に対する審査の法律第六条の二第四項の規定の法律第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定のにを変している法律第六条の二第四項の規定に基づく地域連携率の品質、有	申請 超速 地域連 携薬	のの十百二二五
の 認 定 申 請	一 万 千 円	医薬品、医療機器等の品質、有 の法律第六条の二第一項の規定 の法律第六条の二第一項の規定 に基づく地域連携薬局の認定の 申請に対する審査	手数 定 地域連携薬	の十百二一五

		の 四	<i>D</i> <u> </u>	+
		請手数料	認定更新申	関連携薬局
查	の認定の更新の申請に対する審	に基づく専門医療機関連携薬局	る法律第六条の三第五項の規定	効性及び安全性の確保等に関す
				のと

別表第一の百六十三の五の項の次に次のように加える。

の 登 録 申 請	百円二万六千八	医薬品、医療機器等の品質、有る法律第十三条の二の二第一項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造工程のうち保管のみを行う製造工に係る登録の申請に対する審査	請 係る登録 所に に に に に に に に に に に に に に	の 十 百八 三 六
の 登 と 録 申 請	百円二万六千八	医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関す る法律第十三条の二の二第一項 の規定に基づく医薬部外品の製 造工程のうち保管のみを行う製 造所に係る登録の申請に対する 審査	料 録 所 に 係 る り り り み よ う り り み み み み み み み み み み み み み み み み み	の 十 百七 三 六
の 登 録 き 非 請	三万八千円	医薬品、医療機器等の品質、有る法律第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所程のうち保管のみを行う製造工に係る登録の申請に対する審査	請 係 り 製 造 所 る 登 場 所 に 保	の 十 百 六 三 六

とき。 書換え交	三千円	の規定に基づく地域連携薬局又効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の八第一項医薬品、医療機器等の品質、有	付 手 数 料 で 書 換え交	のの十百三九一九
	る。		の百九十一	別表第一
の と 新 き。 請	二万百円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	料 新 係 製造所に 管 砂果	一 の 十 百 十 三 六
の と 新 き 。 請	二万百円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	手 録 更 新 中 諸 登 巻 で の 保管 の み み お も も も も も も も も も も も も も	の 十 百 十 三 六
の と 新 き。 請	二万百円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	料 新 係 る 登 録 所 に 数 数 更 の み を 行 数 し の く に の く と う に り る り る り る り る り る り る の く る り る り る の く る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	の 十 百 九 三 六

		に関する証明書の再交付		
		は専門医療機関連携薬局の認定		
		の規定に基づく地域連携薬局又	数料	の 匹
		る法律施行令第二条の九第一項	の再交付手	の 九
請のとき。		効性及び安全性の確保等に関す	局等認定証	+
再交付申	二千九百円	医薬品、医療機器等の品質、有	地域連携薬	百九
		に関する証明書の書換え交付		
		は専門医療機関連携薬局の認定		

別表第一の百九十一の十三の項の次に次のように加える。

百九医薬品、医三の保管のみを三の保管のみをに係る登録正の再交付	百九医薬品、医二三の保管のみを三の保管のみをに係る登録交付手数料
医薬品、医療機器等の品質、有る法律施行令第十六条の五第一る法律施行令第十六条の五第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に関する証明する証明する証明する証明する証明する証明する証明する証明する証明書の再交付	医薬品、医療機器等の品質、有 る法律施行令第十六条の四第一 る法律施行令第十六条の四第一 項の規定に基づく医薬品、医薬 部外品及び化粧品の製造工程の うち保管のみを行う製造所に係 る登録に関する証明書の書換え 交付
二千九百円	二千円
請 再 の と も 。	と 付 事 換 え の

別表第一の二百三十七の項を次のように改める。

	七,	三二十
	手 数 料	等許可申請飲食店営業
	査 請 づ 項 に か 許 規 す 可 の 対 可 の 報 車 基	五十五条第一食品衛生法第
食品衛生法施行 令第三十五条第 二号に掲げる調 二号に掲げる調 はり食品を有す る自動販売機に る自動販売機に	西 条 第 一 号 に 掲 音 二 音 二 音 二 音 二 音 二 音 二 音 二 音 二 音 二 音	令(昭和二十八食品衛生法施行
六千百円	千 あ 態 円 万 の 明 活 了 に 勝 日 の 有 効 明 高 の 有 の の の の の の の の の の の の の の の の の	百円(許可
の 許 可 き。 請		かとき。

令第三十五条第 円食品衛生法施行 二万	食品衛生法施行 一万令第三十五条第 (継 六号に掲げる集 合に は、	食品衛生法施行 二万三 食品衛生法施行 二万三 大類競り売り営 ては、 介類競り売り営 ては、 分類競り売り営 では、	食品衛生法施行 一万立会品衛生法施行 一万立会 (継続) (2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	営業の場合 は、八 食品衛生法施行 一万六 食品衛生法施行 一万六 三号に掲げる食 合にあ こめ こめ こうに おい おい おい おい かい
(継続の	日 日 に あって 日 に あって 日 円 八 千 八 千 八	帝にあっ 一万三千百 日	(円) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H	つ 八 が 大 百 八 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ
のとき。請	が デ 可 き。 請	の 許 可 き ・ 請	か と き 。 請	の 許 可 き 。 請

のとき。請	っては、一 の場合にあ 一万五千四	食品衛生法施行令第三十五条第十一号に掲げる
のとき。	二万三千百円 (継続の八千二百円	食品衛生法施行令第三十五条第品の放射線照射
の と き 。 請) 円 (継続の 円 (継続の 八千二百円	食品衛生法施行物の場合の処理業の場合
かとき。	一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一	食品衛生法施行 令第三十五条第 八号に掲げる特 別牛乳搾取処理
	り 八千二百円 八千二百円	処理業の場合

食品衛生法施行令第三十五条第十五号に掲げるの場合	食品衛生法施行 令第三十五条第 十四号に掲げる 諸涼飲料水製造	食品衛生法施行 令第三十五条第 十三号に掲げる 乳製品製造業の	食品衛生法施行や第三十五条第アイスクリーム類製造業の場合	合
一	二万三千百 円 (継続の 円 (継続の 八千二百円	二万三千百 円 (継続の 円 (継続の 八千二百円	一万五千四 一万五千四 一万五千四	万三千百円
からき。請	からき。	の 許 可 き 。 請	の 許 可 き 。 請	

食品衛生法施行	食品衛生法施行令第三十五条第十九号に掲げるの場合	食品衛生法施行や第三十五条第一人号に掲げる	食品衛生法施行や第三十五条第十七号に掲げる米雪製造業の場	食品衛生法施行 令第三十五条第 十六号に掲げる 水産製品製造業 の場合
一万七千六	世 (継続の 円 (継続の 八千二百円 八千二百円	() 円 (継続の 円 (継続の 八千二百円	円 (継続の 円 (継続の 八千二百円	円(継続の円(継続の八千二百円
許可申請	からき。請	の 許 可 申 請	か 計 可 申請	の 許 可 き 。 請

許可申請	の場合にあ一万五千四	二十四号に掲げ食品衛生法施行
のとき。	一万五千四 百円 (継続 の場合にあ っては、一	食品衛生法施行 令第三十五条第 二十三号に掲げ る納豆製造業の
許可申請のとき。	一万五千四 百円 (継続 の場合にあ っては、一 万三千百円	食品衛生法施行 令第三十五条第 二十二号に掲げ る豆腐製造業の
からとき。	円) 一万七千六 の場合にあ の場合にあ の場合にあ	食品衛生法施行の第三十五条第る酒類製造業のる酒類製造業の
のとき。	円) の場合にあ の場合にあ が、一	令第三十五条第二十五条第

食品衛生法施行令第三十五条第二十八号に掲げる複合型冷凍食品製造業の場合	業の場合 業の場合	食品衛生法施行令第三十五条第二十六号に掲げる複合型そうざい製造業の場合	食品衛生法施行 令第三十五条第 二十五号に掲げ るそうざい製造	る麺類製造業の
二万八千円(継続の場一万六千円)	円 (継続の円 (継続の八千二百円	(継続の場二万八千円) 明 場合にあっ 円 (継続の 八千二百円	万三千百円
からき。請	からき。請	の 許 可 申 請	の 許 可 き 請	

に改め、同表二	項	条」を「第六十九条第一	の二百七十六の項中「第十条」	別表第一の二五
	八千二百円	の場合		
	ては、一万	る添加物製造業		
	場合にあっ	三十二号に掲げ		
	円(継続の	令第三十五条第		
	二万三千百	食品衛生法施行		
)			
	万三千百円	業の場合		
	っては、一	る食品の小分け		
	の場合にあ	三十一号に掲げ		
	百円(継続	令第三十五条第		
	一万五千四	食品衛生法施行		
	八千二百円	造業の場合		
	ては、一万	密封包装食品製		
	場合にあっ	三十号に掲げる		
	円 (継続の	令第三十五条第		
	二万三千百	食品衛生法施行		
	Ú			
	万三千百円	場合		
	っては、一	る漬物製造業の		
	の場合にあ	二十九号に掲げ		
	百円(継続	令第三十五条第		
	一万五千四	食品衛生法施行		

七十七の項中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「 百

条第一 第二十四条第二項」 六条第一項」に改め、 第七十二条第六項」に改め、同表二百七十八の項中「第二十二条第一項」を「第七十 に改め、 項ただし書」を 同表二百八十一の項中 を 同表二百七十九の項中 「第七十九条第一項ただし書」 「第七十八条第二項」 「第三十六条第一項 に改め、 「区画漁業権」 に、 同表二百八十の (同条第四項) を 区画漁業権」 「個別 項中 漁業権」に、 を を 「第二十六 「個別漁 「第八十

八条第一項 (同条第五項」に改め、 同表三百五十九の二の項中

規則で定めると ころにより算定 した床面積の合 において「算定 において「算定 下面積」という。 平方メートル以上五千

方メ 計 ころにより算定 規則で定めると \mathcal{O} 床面積」という。 において「算定 した床面積の合 ŧ が三百平方メ (以下この項 \mathcal{O} ル以上千平 ル以内 六万円 場、 手数料 三百五十九 るも 処理に供す れぞれ当該 合計の区分 の貯蔵又は に応じ、そ る床面積の の項に掲げ 危険物 Ŏ, 額に Î. 完了検査 き。 通知のと 完了検査 申請又は

た 額	円を加算し	十二万五千	手数料額に	れぞれ当該	に応じ、そ	合計の区分	る床面積の	の項に掲げ	三百五十九	
					き。	通知のと	完了検査	申請又は	完了検査	

を

三百九十九 う。) であ 九十九の五 場、倉庫、 を加算した おいて「工の三の項に ギーの使用 み処理場そ 処理場、ご 卸売市場、 項及び三百 の五の二の の二の項、 三百六十一 下この項、 の他エネル 畜場、汚水 火葬場、と 場又は養殖 産物の増殖 るもの(以 れらに類す の状況がこ 万七千円) っては、一 る場合にあ

に改め、

	た 客	
)を加算し	
	五万二千円	
	にあっては、	
	である場合	
	円(工場等	
	十二万五千	
	手数料額に	
	れぞれ当該	
き。	に応じ、そ	もの
通知のと	合計の区分	メートル以内の
完了検査	る床面積の	を超え五千平方
申請又は	の項に掲げ	千平方メートル
完了検査	三百五十九	算定床面積が二
	た 額	
)を加算し	
	二万二千円	
	あっては、	
	ある場合に	
	(工場等で	
	七万八千円	
	手数料額に	
	れぞれ当該	
き。	に応じ、そ	D
通知のと	合計の区分	ートル以内のも
完了検査	る床面積の	超え二千平方メ
申請又は	の項に掲げ	平方メートルを
完了検査	三百五十九	算定床面積が千

九万四千円」の下に 二万七千円」 十九万四千円」の下に 「十六万二千円」の下に「(工場等である場合にあっては、 の下に (工場等である場合にあっては、 (工場等である場合にあ (工場等である場合にあっては、 つては、 十六万千円)」を加え、 十一万七千円) 九万五千円) 七万七千円)」を、 を、 を、 三 十 同表

床面積

方メー

トル

が 三

の も の

におい

計 (以

ころに

した床

規則で

三百六十一の二の項中

				Γ'					-
平方メートル以	ートル以上五千)が二千平方メ	床面積」という。	において「算定	計(以下この項	した床面積の合	ころにより算定	規則で定めると	
円を加算し	十二万五千	手数料額に	れぞれ当該	に応じ、そ	合計の区分	る床面積の	の項に掲げ	三百六十一	
				き。	通知のと	完了検査	申請又は	完了検査	

を

平方メ 超え二 算定床 ートル

 \mathcal{O}

た額

も の メート を超え 千平方 算定床

より算定 以上千平 百平方メ 下この項 面積の合 て「算定 トル以内 という。 定めると 場等である 六万円(工 れぞれ当該 に応じ、そ 合計の区分 る床面積の の項に掲げ 三百六十一 場合にあっ 手数料額に 通知のと 完了検査 申請又は 完了検査 き。

ル 五 メ 面 以 千 l 積 内 平 h が の 方 ル 二	以 千 l 面 内 平 l 積 の 方 ル が も メ を 千	
三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一 三百六十一	た額 の項に掲げ 三百六十一 三万二十 に応じ、そ	加算した額 七千円)を
き 通 完 申 完 。知 了 請 了 の 検 又 検 と 査 は 査	き 通 完 申 完 。知 了 請 了 の 検 又 検 と 査 は 査	

に改め、「十六万二千円」の下に「(工場等で

場合にあっては、 場合にあっては、 二の三の項とし、 る場合にあっては、 ある場合にあっ ては、 十六万千円)」を加え、 十一万七千円)」を、「二十九万四千円」の下に 三百八十三の項の次に次のように加える。 九万五千円)」を、 七万七千円)」を、 「二十二万七千円」 同表中三百八十三の二の項を三百八十三の 「に十九万四千円」の下に の下に 「(工場等であ (工場等である (工場等である

			手数料	
			特例許可申請	
		対する審査	築物の高さの	$\frac{1}{0}$
		さに関する特例の許可の申請に	内における建	$\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$
のとき。		三項の規定に基づく建築物の高	用途誘導地区	八十
許可申請	十六万円	建築基準法第六十条の二の二第	居住環境向上	三百
			申請手数料	
			置の特例許可	
		審査	又は壁面の位	
		する特例の許可の申請に対する	築物の建蔽率	
		物の建蔽率又は壁面の位置に関	内における建	$\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$
のとき。		一項第二号の規定に基づく建築	用途誘導地区	八十
許可申請	十六万円	建築基準法第六十条の二の二第	居住環境向上	三百

別表第一の三百九十九の項中 「第百十五条第一項」を「第百十六条第一項」 に改め、

同表三百九十九の二の二の項中

-				
	床面積が三百平	三十八万千	認定申請	
	方メートル以上	円(低炭素	のとき。	
	二千平方メート	建築物適合		
Þ	ル未満のもの	計画である		
4		場合にあっ		
		ては、二万		
		九千三百円		
				_

を

に、

未満のもの

計画である

場合にあっ

千平方メートル

建築物適合

メートル以上ニ

円 (低炭素

のとき。

床面積が千平方

三十八万千

認定申請

		ル 未	 二 手	方メ	 床 面	_
		ル未満のもの	二千平方メート	方メートル以上	床面積が三百平	
九千三百円	場合にあっ	計画である	建築物適合	円(低炭素	十五万四千	

 $\underbrace{\mathbb{H}}$

万八千七百

千平方メートル

素建築物適

未満のもの

合計画であ

る場合にあ

っては、一

方メートル以上

千円(低炭

のとき。

床面積が三百平

二十九万七

認定申請

認定申請 のとき。

九千三百円

ては、二万

を

来面積が千平方 米ートル以上二 十平方メートル	末面積が三百平 大メートル以上 大湖のもの
十五万四千十五万四千 十五万四千 オー 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) 円(低炭素 円(低炭素 円(低炭素 である である 八千七百円
の と 定 き 。 請	の と き 。 請

に改め、 同表三百

方メートル以上 床面積が三百平 三十八万千 円 (低炭素 | 申請のと 変更認定

未満のもの

千平方メー

方メートル

床面積が三

ト 上 平 ル 二 方	ト 以 百 ル 上 平
三十八万千 門(低炭素 計画である 計画である たは、二万 たれ千三百円	二十九万七 千円 (低炭 香計画であ 合計画であ る場合にあ のては、一 のては、一
き。	き。請 変更 窓 定

に、

				ル未満のもの	二千平方メート	方メートル以上	床面積が三百平	
)	九千三百円	ては、二万	場合にあっ	計画である	建築物適合	円(低炭素	十五万四千	
					き。	申請のと	変更認定	

九十九の四の項中 二千平方メート ル未満のもの ては、二万 建築物適合 計画である 九千三百円 場合にあっ き。 を 千平方メー 未満のもの メートル以 床面積が千

床面積が千平方メ トル以上二千平 もの	床面積が三百平方 カメートル以上千平 もの
十五万四千十五万四千 十五万四千 十五万四千 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	十一万八千 円(低炭素 円(低炭素 円(低炭素 円である では、一万 八千七百円
き。。請のと	き。東野認定

に改め、

同表三百九十九の五

規則で定めると

下この項においした床面積(以

いう。)が三百て「床面積」と

平方メートル以

上千平方メート

規則で定めると

千円 五十四万三

又は計画

計画提出

を

の二の項中

下この項におい した床面積(以 て「床面積」と

平方メートル以 いう。)が二千

上五千平方メー

トル未満のもの

き。

通知のと

床面積が千平方

メートル以上二

を

未満のもの

千平方メー

トル

方メートル以上 床面積が二千平

ル未満のもの 五千平方メー

千円) は、三万四 合にあって 等である場 千円 (工場 二十九万六 計画提出 又は計画 き。 通知のと

円 三十八万千 にあっては、 である場合 (工場等 き。 通知のと 又は計画 計画提出

> に改め、 「六十六万九千円」 の 下 に 「(工場等である場合

四万六千円工十四万三計画提出千円(工場又は計画は、十万七き。

は、 っては、十九万四千円)」を、 にあっては、 二十三万九千円)」を、 十五万七千円)」 「百十二万四千円」の下に「(工場等である場合にあっ を、 「九十万千円」の下に「(工場等である場合にあって 「七十九万円」の下に「(工場等である場合にあ

ては、三十三万円)」を加え、

		ル未満のもの	五千平方メート	方メートル以上	床面積が二千平	
				千円	二十四万五	
		き。	通知のと	又は計画	計画提出	
_	_					

を

き 通 又 計 画 の 計 提 画 出	二十四万五二十四万五一十万円一十万円	末面積が二千平 五千平方メート ル未満のもの
き。 通 ス 計 画 提 の 計 囲 出	十五万二千 円(工場等 である場合 にあっては、	未満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
き 通 又 計 画 の 計 提 画 出	一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 万 九 千 二 二 万 九 千 二 二 万 九 千 二 二 二 二 二 二 二 二 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	末面積が三百平 千平方メートル以上

2 に改め、「三十二万円」の下に「(エ

場合にあっては、三十一万九千円)」を加え、 場等である場合にあっては、十五万円) る場合にあっては、二十三万円)」を、 である場合にあっては、十八万五千円) を、 」を、 「五十八万三千円」の下に 「第三十二条」を「第三十七条」に、 「四十五万円」の下に 「三十八万四千円」の下に「(工場等 「(工場等であ (工場等である

方メートレ以上 床面積が二千平 | 八万四千円

五千平方メートル以上

ル未満のもの

通知のと

又は計画

計画提出

き。

に改め、同表三百

千平方メートル未満のもの方メートル以上五千平方メート八万四千円計画提出みとみのとが未満のものき。通知のと

九十九の五の三の項中「二十三万六千円」 の下に 「(工場等である場合にあっては、

方メー 二千平方メ 床面積が三百平 ル以上 円 三十八万千 計画提出 通知のと 又は計画 を 方メ 床面 未満 千平

二万五千円)」を加え、

ル未満のもの

き。

床面

未 千 メ満 平 一

あ 方お ルル ル以 上ニカ トル	の 方 ト ト ル リ ト ル 上 平 平 平 平 平 平 り り り り れ り り り り り り り り れ り り り り
三十八万千 円(工場等 である場合 にあっては、 四万六千円	二十九万六千円 (工場奇にあって合にあって千円)
計画提出	到

に改め、「五十四万三千円」の下に「(工場

等である場合にあっては、十万七千円)」を、 場合にあっては、 合にあっては、二十三万九千円)」を、 る場合にあっては、十九万四千円)」を、 である場合にあっては、十五万七千円)」を、 三十三万円)」を、 「九万千六百円」 「百十二万四千円」 「九十万千円」の下に「 「七十九万円」の下に「(工場等であ 「六十六万九千円」の下に「(工場等 の 下 に の下に (工場等である場合 (工場等である場 (工場等である

にあっては、二万千二百円)」を加え、 | ララ

ル未満のもの

き。 シ シ シ シ と

		を	_
未満のもの	千平方メートル以上二床面積が千平方	未満のもの	大平方メートル大平方メートル以上
四万千円)	である場合円(工場等	百円) 二万九千二	である場合十一万六千
き <u>;</u>	通 又は計画提の 世紀	き。	通 又は計画提出

に改め、「二十四万五千円」

の下に 等である場合にあっては、 る場合にあっては、三十一万九千円)」を加え、 ある場合にあっては、 工場等である場合にあっては、十五万円) (工場等である場合にあっては、 二十三万円)」を、 十八万五千円) を、 を、 十万円) 「五十八万三千円」の下に「 「第三十二条」を「第三十七条」に、 「三十八万四千円」の下に 「四十五万円」の下に を、 「三十二万円」の下に 「(工場等で (工場等であ 「(工場

「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、

| 床面積が三百平 | 一万八千七 | 計画提出

0

計画提出 通知のと 又は計画

き。

を

千平方メ 方メー 未満のもの 以上 トル 百円 き。 通知 又は計画 のと

床面積が千平方 二万九千三

に改め、

同表三百

通知のと 又は計画

千平方メ

メートル以上二

百円

計画提出

未満のもの

O

き。

九十九

の六の項中

「第二十九条第一項」

を

「第三十四条第

項

に、

「第三十条第一

三十七万八

認定申

のとき

二千平方メート 方メート ル未満のもの 床面積が三百平 ル以上

物エネルギ 千円(建築

—消費性能

向上基準適

項各号」を「第三十五条第一項各号」に、

合計画であ

る場合にあ

っては、 _

万九千三百

円

方メー 床面積が三百平

トル以上 千円 二十九万三

(建築 のとき。

認定申請

物エネルギ

千平方メー

トル

未満のもの

消費性能

向上基準適

合計画であ

る場合にあ

床面積が三百平

一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	基準 費性 性能 一消 本ルギー消 本の千円	
	の 認 定 申請	
	を	_
千平方メートル 水ートル以上二 大平方メートル		末満のもの 未満のもの
ネルギー消	上基準適合 場合にあっ ては、一万 八千七百円	消費性能向
のとき。		の と き。 請

		_				Ż	を		
			未満のもの	千平方メートル	メートル以上ニ	床面積が千平方			
円) 万九千三百	っては、二	合計画であ	—消費性能	物エネルギ	千円(建築	三十七万八	円)	万八千七百	っては、一
					のとき。	認定申請			

に、

方メートル以上

に改め、

未満のもの は、 基準適合計 費性能向上 千三百円) 合にあって 画である場 二万九

条第二項」を「第三十六条第二項」に、 十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表三百九十九の八の項中「第三十一 同表三百九十九の七の項中 「第二十九条第一項」を「第三十四条第一 「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項 項」 に、 第三

に、 二千平方メー 方メートル以上 床面積が三百平 ル未満のもの 千円 っては、 三十七万八 円 物エネルギ 万九千三百 る場合にあ 合計画であ 向上基準適 —消費性能 (建築 _ き。 変更認定 申請のと を 千平方メ 方メー メー 千平方メ 床面積が千平方 未満のも 未満のもの 床面積が三百平 ル以上二 ・ル以上 \mathcal{O} トル 三十 物工 千円 る場 合計 物工 千円 円 万八 る場 合計 向上 向上 って 消 消

って

平方メートル以上	千三百	は、二合にあ	画であ	基準 性能	ネルギ	(建築	七万八			千七百	は、一	合にあ	画であ	基準適	費性能	ネルギ	(建築	九万三			
					き。	申請のと	変更認定									き。	申請のと	変更認定			
エネルギー十一万五千							, <u> </u>	に、										<u> </u>	_		
き。明請のと									ル未満のもの	二千平方メート	方メートル以上	床面積が三百平									
				千三百円)	は、二万九	合にあって	画である場	基準適合計	費性能向上	ネルギー消	(建築物エ	十五万千円									
										き。	申請のと	変更認定									
			ı	_				を										_			
				未	千 ;	メーク	ŧ							—— オ		- J	5 月	末		円)	万 九

					満のもの	平方メートル	ートル以上二	面積が千平方							満のもの
千三百円)	は、二万九	合にあって	画である場	基準適合計	費性能向上	ネルギー消	(建築物エ	十五万千円)	八千七百円	ては、一万	場合にあっ	計画である	上基準適合	消費性能向
						き。	申請のと	変更認定							

に改め、

同表三百九十九の九の項中「第三

一項」に、 十一条第二項」を 「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、 「第三十六条第二項」に、 「第二十九条第一項」を「第三十四条第 同表三百九十九の十

「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、 方メートル以上 二千平方メー 床面積が三百平 ル未満のもの 三十 九千 場合 物工 千円 ては 築物 基準 | 消

の項中

三百円 である のとき。

を

)	
	九千三百円	
	ては、二万	
	場合にあっ	
	築物である	
	基準適合建	
	一消費性能	未満のもの
	物エネルギ	千平方メートル
のとき。	千円(建築	メートル以上ニ
認定申請	三十七万八	床面積が千平方
)	
	八千七百円	
	ては、一万	
	場合にあっ	
	築物である	
	基準適合建	
	—消費性能	未満のもの
	物エネルギ	千平方メートル
のとき。	千円(建築	方メートル以上
認定申請	二十九万三	床面積が三百平

千平方メートルエネルギー認定

未満のもの

消費性能基

に、

ルニ方床

き。 請 に 改 め る。	き。請							未満のもの
ි දි			百円)	二万九千三	にあっては、	である場合	適合建築物	費性能基準

						未満のもの	千平方メート	メートル以上	面積が三百平	
# <i>F</i> /	百円)	二万九千三	にあっては、	である場合	適合建築物	費性能基準	ネルギー消	(建築物工	十五万千円	
								のとき。	認定申請	

を

					未満のもの	千平方メートル	メートル以上ニ	床面積が千平方					
百円)	二万九千三	にあっては、	である場合	適合建築物	費性能基準	ネルギー消	(建築物工	十五万千円	千七百円)	は、一万八	合にあって	物である場	準適合建築
							のと	認定					

(ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部改正)

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例 の一部を次のように改正する。 (昭和五十三年三月奈良県条例第二十

千百円」を「五千六百円」に改め、 第十条第一項第一号中「六千三百円」を「七千四百円」 同 項第四号中「二千四百円」 を「三千六百円」 同項第三号中 「千九百円」 に改 める。 に改め、 「三千二百円」 同 項第二号中 に改 四四

(奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正)

五号) 奈良県産業振興総合センター手数料条例 \mathcal{O} 一部を次の ように改正する。 (昭和三十 九年三月奈良県 条例第三十

の (八) 」を「二千百円」に改め、 (四)を三とし、 同表の二の ように加える。 百七十円」を「千八百円」に改め、 別表 の1中「千三百五十円」を「千六百円」に改め、 の 二 の 5 0 表 の二の7の三中「三千六百六十円」を「三千九百円」に改め、 6 の (二 中 \mathcal{O} (五を削り、 \mathcal{O} 1 (六) 中 中 「千八百八十円」を 「千百五十円」 「四千六百円」を 同表の二中6を5とし、 同表の二の を 同表の二中7を6とし、 7の二中「千二百五十円」を 「千六百円」 「五千四百円」 「二千三百円」 同表の二の7 に改め、 に改め、 同表の二の7の八 に改 め、 同表 同表の二の \mathcal{O} 同 同 (一) **の**二の 表 表 「千八百 の二中 *の* 「千八百八十円 同表 \mathcal{O} 6 6 の(2)中「千六 5 の次に次 中三を削り、 4 円 を削 の 二 の 7 を4とし、 に改 V) \mathcal{O}

7 食品物性測定試験

一試料一項目につき 千七百円

項目に め、 表 つき の 二 の 同 同表 表の二の (8を削) 千六百円」 の 二 の 9 0 り、 10 に、 \mathcal{O} (四) 中 同表 中 の二の 「千五百六十円」 試料二十時間ごとにつき千二百五十円」 試料 9 の一及び三中「千二百五十円」を 項目に を 9 「千九百円」 き 千二百五十円」 に 改 を「一 同 「千七 を 表 の二中9 「一試料 百円

二十時間ごとにつき二千百円」に改め、 「四千六百円」に改め、 同表の二中10を9とし、 同表の二の10 同表の二の9 の二及び三中「四千四百円」を の次に次のように加え

10 機械・金属材料試験

る。

- 一 強度試験
- (1) 万能試験機による試験

一試料一項目につき 三千七百円。ただ

し、一試料ごとに

千七百三十円を加

算する。

(2) 万能試験機以外による試験 一

による試験 一試料一項目につき 二千百円

二 かたさ試験

(1)かたさ測定

一試料一項目五点ご

千六百七十円

とにつき

(2) かたさ分布の測定

一試料二十点ごとに 六千二百四十円

つき

別表の二の11を次のように改める。

11 金属組織試験

二 金属顕微鏡一 マクロ試験

一試料につき

千五百六十

二 金属顕微鏡による試験

試料につき

五千三百円

に改め、 別表 の二中12及び13を削り、 同表の二中1を12とし、 同表の二の14中 15を13とし、 同表の三を削り、 「四千二百八十円」 同表の四中「五百十 を「四千五百円」

円」を「千六百円」に改め、 同表中四を三とし、 五から十七までを四から十六までと

する。

(奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例 の一部改正

第四条 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例 (昭和二十七年七月奈良県条

例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(名称及び位置等)

第二条 駐車場の名称、 位置及び使用できる車種は、 次 のとおりとする。

自動二輪車を除く。)普通自動車、小型自動車及び軽自動車(奈良市登大路町	事駐車場 奈良登大路自動
除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 原合型自動車及び軽自動車(自動二輪車をが認める場合に限る。)、普通自動車、が認める場合に限る。)、普通自動車、	奈良市水門町	新車駐 車場 前自
軽自動車及び原動機付自転車乗合型自動車、普通自動車、小型自動車、	奈良市高畑町	駐車場奈良高畑自動車
使用できる車種	位 置	名称

2 乗降場の名称及び位置は、次のとおりとする。

奈良公園バスターミナル	名称
	位置

別表を次のように改める。

別表 (第三条関係)

	使用区分		使用料
を使用する場合駐車場及び乗降場	乗合型自動車	一日当たり	三、〇〇〇巴
する場合 乗降場のみを使用	乗合型自動車	一日当たり	11、000円

		する場合 駐車場のみを使用
原動機付自転車自動二輪車及び	輪車を除く。) 型自動車及び軽 自動車(自動二	乗合型自動車
一日一回につき	一日一回につき	一日当たり
三〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円

注

- 1 三千円とし、 ることをいう。 車場の連日使用 乗合型自動車の乗客が県内に宿泊する場合において、奈良大仏殿前自動車駐 この表の規定は適用しない。 以下同じ。 (午前零時までに入場し、)をするときの使用料は、 当該入場した日の翌日以後に退場す 連日使用が継続する限り
- 2 の駐車に係る使用料は、 一項に規定する県の休日を除き、 奈良県の休日を定める条例 無料とする。 (平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第 奈良登大路自動車駐車場における二時間未満

第五条 第二条第一項の表奈良登大路自動車駐車場の項の次に次のように加える。 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部を次のように改正する。

車場	宮跡前自動車駐	奈良めぐり平城
条大路四丁目	南四丁目及び三	奈良市二条大路
	及び軽自動車	乗合型自動車、
	(自動二輪車を除く	普通自動車、小型自
	·	百動車

第二条第二項の表奈良公園バスターミナル の項の次に次のように加える。

	平城宮跡バスターミナル
丁目	奈良市二条大路南四丁目及び三条大路四

項中 一日一回につき 一、〇〇〇円

別表駐車場のみを使用する場合の項中

			を					_
する場合	車場を使用	その他の駐	る場合	場を使用す	自動車駐車	平城宮跡前	奈良めぐり	
き	回につ	皿			つき	以内に	一時間	
		1、000円	限とする。)	き五〇〇円を上	四時間以内につ	する時間が二十	二〇〇円(駐車	

に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第六条 奈良県立都市公園条例 (昭和三十五年三月奈良県条例第十一号) の一部を次の

ように改正する。

第八条第一項中第十五号を削り、 第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号と

する。

別表第四中十五を削り、 十六を十五とし、 十七を十六とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、 令和三年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

改正規定、 八十三の項の次に次のように加える改正規定及び同表三百九十九の項の改正規定 第一条中奈良県手数料条例別表第一の二百七十六の項から二百八十一の項までの 同表三百八十三の二の項を同表三百八十三の二の三の項とし、 同表三百

公布の日

- 第 条中奈良県手数料条例別表第一の二百三十七 \mathcal{O} 項の改正規定 令和三年六月
- 令和三年八 \mathcal{O} \mathcal{O} に加える改正規定及び 項の 項と 第 __ 条中 次に次のように加える改正規定、 月 奈良県手数 同表百五十 一日 料条例 同表百九十 __ \mathcal{O} 項 別 \mathcal{O} 次に次 表第 一の十三の項の次に次 \mathcal{O} \mathcal{O} ように 百五 同表百九十 +加える改正規定、 __ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 九 項 のように加える改正規定 の 二 の を同表百五 項 同 \hat{O} 表 次に次 百六 + 十三 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 五. 五
- 四 第五条及び第六条の規定 規則で定める日

(経過措置)

- 2 器等の 等の 効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第九項」 関する法律第十三条の二の二第一項」 二条第七 び安全性 二の三の 条例別表第一 正する法律 とする。 「医薬品、 令和三年七 ては 品質、 項 項 \mathcal{O} これら \hat{o} 有効性及び安全性 確保等に関す 医療機器等の品質、 (令和元年法 とし 月三十 規定の適用につい 有効性及び安全性 の百五十一 \mathcal{O} 項中 同表百六十三の六の項から百六十三の八の項まで 一日まで の 二 の る法律第六条の三第 律第六十三号) 「医薬品、 \mathcal{O} \mathcal{O} ては、 確保等に関する法律等 有効性及び安全性の確保等に関する法律等 間における第一条 \mathcal{O} 項の規定の適用に 確保等に関する法律第六条の二第一 医療機器等 とある 同項中 附則第十二条第七項」 O項」 「医薬品、 は、 の品質、 つ の規定による改正後の奈良県手数 とあ いては、 「医薬品、 \mathcal{O} 有効性及び安全性 一部を改正す る 医療機器等の品質、 のは、 同項中 とし、 医療機器等の品質、 「医薬品、 「医薬品、 る法律 項」 \mathcal{O} 同表百五十一の 規定 とあ \mathcal{O} \dot{O} 有効 附 確保等に \mathcal{O} 一部を改 医 適用に 療機器 る 則 医 第十 \mathcal{O} 療機 有
- 3 定の より 平成三十年法律 \mathcal{O} 律第二百三十三号) 食品衛生法等 施行 規定による改正後の 関する政令 なお従前 0 日 以 \mathcal{O} 第四十六号) 後当該営業につい 例により営業を行うことができる者が \mathcal{O} (令和元年政令第百二十三号) 一部を改正する法律 第五十五条第 奈良県手数料条例 第二条の て最初に行う食品衛生法等 項 規定による改正後の食品 \mathcal{O} \mathcal{O} 別表第 部 許 \mathcal{O} 可 \mathcal{O} 附則第二条第一項又は第二項 施行に伴う関係政令の整備及 申 請 の二百三十七 に係る手数料に 附則第 \dot{O} 衛生法 の項 部を改正する法 項第二号に掲げる規 \mathcal{O} 9 (昭 1 続 ては、 和二十二年 の規定に \mathcal{O} U 湯合の)経過措 律

規定を適用する。

- 4 関 \mathcal{O} に規定する試験、 この 交付等に係る手数料に する条例及び第三条の 条例 の施行の際現に第二条の規定による改正前のふぐの販売及びふぐ処理師に 免許証 規定による改正前 9 の交付等 いては、 \mathcal{O} 申請、 なお従前 申込み等をしている者の当該試験、 の奈良県産業振興総合セ の例による。 ンタ **一手数料条例** 免許証
- 5 に 県自動車乗降場条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県自動車駐車場及び奈良 ついては、 なお従前の例による。
- 6 立都市公園条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料につ ては、 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前 なお従前 の例による。 の奈良県